

第 1 回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成 3 1 年 2 月 7 日提出

1. 件数 1 件

【内訳】 議案 1 件（条例関係 1 件）

2. 議案の要旨

≪条例関係≫

議案第 1 号 南相馬市部設置条例等の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

組織の機能強化と効率化を図り、南相馬市復興総合計画後期基本計画を着実に遂行できる組織体制の構築を目的とした組織機構改革を平成 3 1 年 4 月 1 日付で実施するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 南相馬市部設置条例の一部改正（第 1 条関係）

（1）部の設置

新たに「こども未来部」を設置

改正前		改正後
総務部	⇒	総務部
復興企画部		復興企画部
市民生活部		市民生活部
健康福祉部		健康福祉部
経済部		<u>こども未来部</u>
建設部		経済部
		建設部

（2）分掌事務

主な改正点

- ①総務部の「地域自治の推進に関すること。」を復興企画部に移管
- ②復興企画部の「放射性物質に関すること。」及び「新エネルギーに関すること。」を市民生活部に移管。「放射性物質に関すること。」は「環境の保全及び回復に関すること。」に統合
- ③市民生活部の「生涯学習に関すること。」及び「文化に関すること。」を教育委員会に移管
- ④こども未来部を新たに設置し「健康福祉部子育て支援課の事務」及び「教育委員会幼児教育課の事務」を分掌する事務として規定
- ⑤その他改正に併せ文言及び順番を修正

部	改正前	改正後
	分 掌 事 務	分 掌 事 務
総務部	(1) 文書及び例規に関する事 (2) 議会に関する事 (3) 情報公開及び個人情報の保護に関する事 (4) 人事及び給与に関する事 (5) 秘書に関する事 (6) 式典褒章に関する事 (7) 広報広聴に関する事 (8) 予算及び財務に関する事 (9) 税に関する事 (10) <u>地域自治の推進に関する事</u> (11) 情報化に関する事 (12) 統計調査に関する事 (13) 前各号に掲げるもののほか、他の部の主管に属さないこと。	(1) 文書及び例規に関する事 (2) 議会に関する事 (3) 情報公開及び個人情報の保護に関する事 (4) 人事及び給与に関する事 (5) 情報化に関する事 (6) 秘書に関する事 (7) 式典褒章に関する事 (8) 広報広聴に関する事 (9) 統計調査に関する事 (10) 予算及び財務に関する事 (11) 税に関する事 (12) 前各号に掲げるもののほか、他の部の主管に属さないこと。
復興企画部	(1) 市政の総合企画及び調整に関する事 (2) 総合計画に関する事 (3) 行政経営に関する事 (4) <u>総合交通及び都市交通に関する事</u> (5) 復興に関する事 (6) 危機管理に関する事 (7) <u>防災対策に関する事</u> (8) <u>放射性物質に関する事</u> (9) <u>新エネルギーに関する事</u> (10) <u>特定の政策課題の調査に関する事</u>	(1) 市政の総合企画及び調整に関する事 (2) 総合計画に関する事 (3) 行政経営に関する事 (4) <u>公共交通に関する事</u> (5) 復興に関する事 (6) 危機管理に関する事 (7) <u>防災に関する事</u> (8) <u>地域自治に関する事</u>
市民生活部	(1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事 (2) 印鑑登録に関する事 (3) 国民健康保険に関する事 (4) <u>高齢者医療に関する事</u> (5) 国民年金に関する事 (6) <u>環境保全及び公害に関する事</u> (7) 一般廃棄物に関する事 (8) 市民生活安全に関する事 (9) <u>生涯学習に関する事</u> (10) <u>文化及びスポーツに関する事</u>	(1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事 (2) 印鑑登録に関する事 (3) 国民健康保険に関する事 (4) <u>後期高齢者医療制度に関する事</u> (5) 国民年金に関する事 (6) <u>環境の保全及び回復に関する事</u> (7) 一般廃棄物に関する事 (8) 市民生活安全に関する事 (9) <u>新エネルギーに関する事</u> (10) <u>スポーツに関する事</u>

部	改正前	改正後
	分 掌 事 務	分 掌 事 務
健康福祉部	(1) 社会福祉に関すること。 (2) 社会福祉施設に関すること。 (3) 障がい者及び高齢者福祉に関すること。 (4) 介護保険に関すること。 (5) 健康づくり及び保健事業に関すること。 <u>(6) 少子化対策に関すること。</u> <u>(7) 母子及び児童福祉に関すること。</u> <u>(8) 男女共同参画に関すること。</u> <u>(9) 青少年健全育成に関すること。</u>	(1) 社会福祉に関すること。 (2) 社会福祉施設に関すること。 (3) 障がい者及び高齢者福祉に関すること。 (4) 介護保険に関すること。 (5) 健康づくり及び保健事業に関すること。
<u>こども未来部</u>		<u>(1) 子どもの育成及び子育て支援に関すること。</u> <u>(2) 母子及び児童福祉に関すること。</u> <u>(3) 少子化対策に関すること。</u> <u>(4) 青少年健全育成に関すること。</u>
経済部	(1) 農林水産業の <u>振興</u> に関すること。 (2) 農林土木に関すること。 (3) 商工業の <u>振興</u> に関すること。 (4) 雇用に関すること。 (5) 観光に関すること。 (6) 国内・国外交流に関すること。	(1) 農林水産業に関すること。 (2) 農林土木に関すること。 (3) 商工業に関すること。 (4) 雇用に関すること。 (5) 観光に関すること。 (6) 国内・国外交流に関すること。
建設部	<u>(1) 土木に関すること。</u> <u>(2) 道路、橋梁、河川、緑地、公園等の維持管理に関すること。</u> <u>(3) 用地取得に関すること。</u> <u>(4) 都市計画に関すること。</u> <u>(5) 建築及び営繕に関すること。</u> <u>(6) 公営住宅に関すること。</u> (7) 簡易水道に関すること。 <u>(8) 下水道に関すること。</u> <u>(9) 農業集落排水に関すること。</u> <u>(10) 浄化槽に関すること。</u> <u>(11) 特別都市下水路に関すること。</u>	<u>(1) 道路及び河川等に関すること。</u> <u>(2) 都市計画に関すること。</u> <u>(3) 建築及び営繕に関すること。</u> <u>(4) 住宅に関すること。</u> <u>(5) 用地取得に関すること。</u> <u>(6) 下水道その他汚水処理に関すること。</u> (7) 簡易水道に関すること。

2 南相馬市教育事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正（第2条関係）

職務権限の特例として市長が管理・執行する教育事務を改正

改正前		改正後
スポーツに関すること。	⇒	スポーツに関すること。
文化に関すること。		

3 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（第3条関係）

こども未来部設置に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う機関を「教育委員会」から「市長」に改正

4 南相馬市職員定数条例の一部改正（第4条関係）

市長部局と教育委員会との間での職員数の異動に伴う改正

改正前		改正後
一般（市立病院を除く。）の職員 <u>450人</u>	⇒	一般（市立病院を除く。）の職員 <u>550人</u>
教育委員会の職員 <u>200人</u>		教育委員会の職員 <u>100人</u>

5 南相馬市生涯学習推進委員の定数及び任期に関する条例の一部改正（第5条関係）

職務権限の変更に伴い条文中の「市長」を「教育委員会」に改正

6 南相馬市民文化会館条例の一部改正（第6条関係）

職務権限の変更に伴い条文中の「市長」を「教育委員会」に改正

7 施行日

平成31年4月1日